

つくばみらい市告示第2号

つくばみらい市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月6日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱（平成30年つくばみらい市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経営の安定及び良質米の生産を図る」を「良質米の生産により経営の安定化を図るとともに、環境に配慮した取組の推奨により持続可能な農業を推進する」に改め、「稲作農家等が」の次に「薬剤を使用して行った」を加え、「として要する費用」を削る。

第2条第3項中「表示のある薬剤」の次に「のうち、ネオニコチノイド系農薬以外の薬剤」を加える。

第3条中「）を」の次に「、市長が別に定める期限までに」を加える。

第4条第1項中「別表のとおり」を「対象薬剤購入額（消費税を除く。）の50%、又は補助対象面積に10aあたり1,700円を乗じた額のいずれか低い額」に改める。
別表を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。